

## 一般仕様

項目	一般仕様	
用途	非常用バックアップ電源、停電時の仮設電源、変電設備メンテナンス時の構内仮設電源	
適用基準及び規格	・電気設備技術基準・道路運送車両の保安基準 ・JIS・JEC・JEM	
使用場所	屋外、高度300m以下（300mを超える場合、発電機出力を下げ使用可能となります）	
使用周囲温度	-5~40℃	
発電装置	発電機	ディーゼルエンジン駆動交流同期発電機又はガスタービン駆動交流同期発電機
	取付計器（例）	（発電用）・交流電圧計・交流電流計・電力計・周波数計・運転時間計 （原動機用）・油圧計・油温計・回転速度計・水温計（ディーゼル） ・排気温度計（ガスタービン） （バッテリー回路用）・直流電圧計・直流電流計
	保護項目（例）	・始動渋滞・過速度・油圧低下・水温上昇（ディーゼル）・排気温度上昇（ガスタービン） ・過電流・過電圧
車両	車種	バン型ディーゼルトラック、トレーラ（トラクターは別途ご用意ください）
	外部塗装	・車両本体：メーカー標準ホワイト色 ・パッケージ：アルミ近似色
バッテリー回路	自動充電装置搭載（駐車保管中AC100V供給）	
コンセント出力（照明、ポンプなど）	（低圧機）AC105V×2回路 （高圧機）DC24V×2回路	
主要付属品	発電装置用	・コネクタ付接続ケーブル・ケーブル収納用機材（ドラム又は収納箱）・充電用ケーブル ・締め付けクリップ付接地ケーブル（リール巻取り）・接地棒・標準工具（発電用）
	車両用	・スペアタイヤ・カーエアコン・消火器・カーラジオ・輪止め（2輪分） ・標準工具（車両用）
連続運転時間	72時間（発電中燃料補給した場合）	

### ●適用法令関係

非常用発電装置として使用する場合

#### (1) 電気事業法、大気汚染防止法関係

- ・大気汚染防止法により、電気事業法に規定する電気工作物である「ばい煙発生施設」は工事計画届出(ばい煙に関する説明書:燃料消費量50L/h以上の場合)が必要ですが、移動電源車は、定置施設ではないため、「ばい煙発生施設」には、該当しません。  
但し、同一場所に3ヶ月以上設置する場合には、「ばい煙発生施設」とみなされます。この場合は、設置工事着工1ヶ月前までに、届出が必要です(通常の定置式と同様)。
- ・主任技術者  
電気事業法の規程により、定置式発電装置と同様に選任、届出が必要になります。
- ・保安規定  
電気事業法の規程により、定置式発電装置と同様に届出が必要になります。

#### (2) 消防法関係

- ・取扱量、貯蔵量により消防法に規定する通りに申請・届出が必要になります。  
但し、10日以内の使用(仮取扱)の場合、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を仮貯蔵、又は取扱いができます。  
詳細は、各地区の消防に確認してください。

#### (3) 道路交通法

- ・移動電源車を路上に駐車して使用する場合、警察署に道路使用許可申請が必要です。